

臨床研修規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の指定を受けた学校法人聖マリアンナ医科大学（以下「本法人」という。）に設置する附属病院等が、基幹型臨床研修病院として実施する臨床研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（研修の目的）

第2条 臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身に付けさせることを目的とする。

（研修プログラム）

- 第3条 臨床研修の実施に関して、基幹型臨床研修病院に研修プログラムを置く。
- 2 基幹型臨床研修病院は、前条の目的を達成するため、研修プログラムを策定する。
 - 3 研修プログラムは、必修研修及び選択研修から構成される。
 - 4 研修プログラムは、研修効果の評価に基づき、随時見直すものとする。

（研修医の定員）

第4条 研修医の定員数は、神奈川県から通知される、募集定員数に基づき決定する。

（研修期間）

- 第5条 研修医の研修期間は、原則として2年間とする。
- 2 研修期間中、病気等の事由により研修を休止した場合は、研修期間を延長することがある。

（臨床研修センター）

- 第6条 臨床研修を円滑かつ適切に実施するため、基幹型臨床研修病院に「臨床研修センター」（以下「研修センター」という。）を置く。
- 2 研修センターについては、別に定める。

第2章 募集・採用

（研修医の募集）

第7条 基幹型臨床研修病院は、研修プログラム及び臨床研修医募集要項（以下「募集要項」という。）を公開し、医師臨床研修マッチング協議会が実施する「臨床研修マッチングシステム」（以下「マッチングシステム」という。）に参加して、研修医を公募する。

（出願手続き）

- 第8条 臨床研修を志願する者は、所定の出願書類を当該研修センターへ提出する。
- 2 前項の出願書類は、募集要項に定める。

（研修医の採用選考）

- 第9条 基幹型臨床研修病院の臨床研修管理委員会は、臨床研修を志願した者のうちから、研修医として採用する者を選考する。
- 2 臨床研修管理委員会は、選考した者を順位付けし、マッチングシステムに登録する。

(採用手続)

第 10 条 臨床研修マッチングシステムによりマッチングした者に対しては、採用内定者として仮契約書を締結

し、医師国家試験合格により正式採用とする。ただし、医師国家試験不合格となった場合は、仮契約を取り消す。

2 研修プログラムの定員に空席があるときに限り、追加募集を実施する。

(採用時の遵守事項)

第 11 条 研修医は、採用に際して、所定の書類を当該研修センターに提出しなければならない。

2 研修医は、採用に際して、健康診断及び本法人が指定する感染症の検査を受けなければならない。

3 研修医は、前 2 項に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 研修プログラム及び本法人の諸規程を遵守すること。

(2) 研修センターの長（以下「研修センター長」という。）、プログラム責任者、指導医及び上級医等の指示及び指導に従うこと。

(3) 研修期間内に研修が修了するよう研修に専念すること。

(4) 研修プログラムに定めた以外の研修を行わないこと。

(5) 研修期間中のアルバイト（診療の有無は問わない）を行わないこと。

(6) 入職時に医師賠償責任保険に個人加入すること。

(7) 個人情報に関する法令及び各臨床研修病院等の定める規則等に従い、研修中及び研修修了後においても、業務上知り得た患者及び教職員等の個人情報について、本人及び当該臨床研修病院等の許可なく第三者に開示しないこと。

(8) 医師としての責任を自覚し、誠実な態度で診療に従事すること。

(9) 診療における事故の発生を未然に防ぐよう努め、万一事故が発生した場合には、速やかに所定の手続きを行うこと。

(10) 基幹型臨床研修病院が実施するオリエンテーション、臨床病理検討会及び医療安全に関する研修会等に参加すること。

(医師免許証の提示)

第 12 条 研修医は、医籍登録完了後、速やかに医師免許証の写しを当該研修センターに提出しなければならない。

2 研修医は、医籍登録が完了するまでの間、診療に従事してはならない。

第 3 章 研修体制

(研修実施施設)

第 13 条 臨床研修は、基幹型臨床研修病院が構成する臨床研修病院群（共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の集合体）において実施する。

2 研修センター長は、研修期間、研修プログラム、研修項目、指導及び評価等について、あらかじめ臨床研修病院群を構成する他の臨床研修病院等の研修実施責任者と協議する。

3 本法人以外の臨床研修病院等において 6 ヶ月以上の研修を行う場合、当該病院等と調整のうえ、当該期間中の処遇等について協議する。

(研修医の所属)

第 14 条 研修医は、基幹型臨床研修病院の研修センターに所属し、採用された研修プログラムに則り、研修を行う。

(オリエンテーション)

第 15 条 基幹型臨床研修病院は、新たに臨床研修を開始する研修医に対し、臨床研修への円滑な導入、医療の質・安全性の向上及び多職種連携の強化等を目的に、オリエンテーションを実施する。

(研修プログラム・ローテーション)

第 16 条 研修プログラム・ローテーションの作成・改善及び全体的な管理は、基幹型臨床研修病院の臨床研修管理委員会が統括する。

第 4 章 指導・管理体制

(病院長の責務)

第 17 条 基幹型臨床研修病院の病院長（以下「管理者」という。）は、臨床研修に係る法令に則り、研修医の研修及び監督にあたる。

- 2 管理者は、責任をもって、受け入れた研修医について、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努める。
- 3 管理者は、臨床研修中断証を交付するような場合においては、当該研修医に対して適切な進路指導を行う。
- 4 管理者は、研修医が性別を含めた背景を問わずキャリアを継続し、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有することが出来るよう、研修医が自らのキャリアパスを主体的に考える機会の付与に努める。

(プログラム責任者)

第 18 条 プログラム責任者は、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有している者をいう。

- 2 プログラム責任者は、次に掲げる要件を満たす常勤医師のうちから、当該管理者が指名する。
 - (1) 7 年以上の臨床経験を有し、臨床研修の基本理念を踏まえた指導を行うことのできる経験及び能力を有すること。
 - (2) プログラム責任者講習会を受講していること。
- 3 プログラム責任者は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行うこと。
 - (2) 定期的に、さらに必要に応じて随時研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の時までに、修了基準に不足している部分について研修が行えるよう指導医に情報提供すること。
 - (3) 全ての研修医が臨床研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修医の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行うこと。
 - (4) 到達目標の達成度については、少なくとも年 2 回、研修医に対して形成的評価（フィードバック）を行うこと。
 - (5) 研修医の臨床研修の休止に当たり、その理由の正当性を判定すること。
 - (6) 研修期間の終了の際に、臨床研修管理委員会に対して、研修医ごとの臨床研修の目標の達成状況を「臨床研修の目標の達成度判定票」を用いて報告すること。
 - (7) 管理者及び臨床研修管理委員会が臨床研修の中断を検討する場合、当該検討の対象となった研修医に関する情報を提供すること。

(副プログラム責任者)

第 19 条 一つの臨床研修プログラムにおいて 20 人以上の研修医が臨床研修を受ける場合、原則として、プログラム責任者のほかに副プログラム責任者を置く。

- 2 副プログラム責任者の要件は、プログラム責任者に準ずるものとし、当該管理者が指名する。
- 3 副プログラム責任者は、プログラム責任者の職務を補佐するものとする。
- 4 プログラム責任者及び副プログラム責任者の受け持つ研修医の数は、1 人あたり 20 人を超えないものとする。

(研修実施責任者)

第 20 条 各臨床研修病院等に、臨床研修実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。

- 2 研修実施責任者は、当該管理者が指名する。

3 研修実施責任者は、当該臨床研修が効果的に実施されるよう、運用上の管理を行う。

（臨床研修指導医）

第 21 条 臨床研修指導医（以下「指導医」という。）は、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有している医師をいう。

2 指導医は、次に掲げる要件を満たす常勤医師とする。

(1) 7 年以上の臨床経験を有し、臨床研修の基本理念を踏まえた指導を行うことのできる経験及び能力を有すること。

(2) 勤務体制上指導時間を確保できること。

(3) 指導医講習会を受講していること。

3 指導医は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 担当する分野における研修期間中、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、研修医に対する指導を行い、担当する分野における研修期間の終了後に、「研修医評価票」を用いて研修医の評価をプログラム責任者等に報告すること。

(2) 研修医の評価に当たり、当該研修医の指導を行った又は共に業務を行った医師、看護師その他の職員と情報を共有すること。

(3) 研修医と十分意思疎通を図り、実際の状況と評価に乖離が生じないように努めること。

(4) 研修医が担当した患者の病歴や手術記録を作成するよう指導すること。

(5) 研修医が電子カルテに入力した内容を確認し、承認を行うこと。

(6) 診療科終了ごとに個々の研修医の評価をオンライン臨床研修評価システム等に入力すること。

(7) 研修医自身が、オンライン臨床研修評価システム等を活用して、研修の進捗状況を把握するように指導すること。

(8) 定期的に研修の進捗状況を研修医に知らせ、研修医及び指導スタッフ間で評価結果を共有し、より効果的な研修へと繋げること。

(9) 研修医の身体的、精神的変化を観察し、問題を発見した場合には、速やかに当該研修センターに報告すること。

4 指導医 1 人が受け持つ研修医は、5 人までとする。

5 指導医は、研修医及び看護師等に対し、あらかじめ指導医不在時の指導責任・連絡体制を明示しなければならない。

6 指導医は、指導医に係る講習会等に積極的に参加し、指導能力の向上に努めなければならない。

（上級医）

第 22 条 上級医は、臨床研修を修了した常勤医師であって、指導医の要件を満たしていない者をいう。

2 上級医は、指導医の指導監督のもと、研修医を指導する。

3 上級医は、夜間等時間外の勤務に業務において、指導医と同等の役割を担う。

4 上級医は、研修医に対して診療行為又は電子カルテへの記録方法について指導した場合、当該指導内容を診療記録に記録する。

（臨床研修指導者）

第 23 条 臨床研修指導者（以下「指導者」という。）とは、医療に携わる医師以外の常勤職員（看護職員を含む）であって、研修医の指導に携わる者をいう。

2 指導者は、臨床研修制度の基本理念及び到達目標を理解し、臨床研修管理委員会の責任の下で、自身の専門領域の観点から研修医を指導する。

3 指導者は、指導した研修医について、「研修医評価票」を用いて評価する。

（チューター）

第 24 条 チューターとは、研修医の研修生活をあらゆる面でサポートする医師をいう。

2 チューターは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 当院の常勤医師であること。

(2) 臨床研修センター運営委員又は臨床研修指導医であること。

3 チューターは、当該研修センター長が指名する。

4 チューターは、指導医の指示のもと、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 診療科の枠を超え、研修医に対して、定期的なコミュニケーションを通じて、研修到達目標達成やキャリア形成全般について助言を行うこと。
- (2) 研修医の精神面をサポートし、モチベーションの維持を支援すること。
- (3) 研修医の生活面及び精神面の状況について、定期的にプログラム責任者へ報告すること。

(卒後研修統括委員会)

第 25 条 法人の臨床研修に係る重要事項を審議するため、「卒後研修統括委員会」(以下「統括委員会」という。)を置く。

2 統括委員会は、法人内基幹型臨床研修病院が実施する臨床研修を統括する。

(審議事項)

第 26 条 統括委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本法人内の連絡調整に関すること。
- (2) 本法人内の臨床研修プログラム実施計画に関すること。
- (3) 本法人内の研修医の募集及び処遇に関すること。
- (4) 本法人内の指導医の評価に係る業務に関すること。
- (5) 本法人内の臨床研修プログラムの管理、見直しに関すること。
- (6) 本法人内の研修医に係る連絡・照会等の対応に関すること。
- (7) 臨床研修協力施設との連絡調整に関すること。
- (8) その他本法人内の臨床研修に関して必要なこと。

(構成)

第 27 条 統括委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 病院担当理事
- (2) 基幹型臨床研修病院の管理者
- (3) 基幹型臨床研修病院の研修センター長
- (4) 基幹型臨床研修病院のプログラム責任者
- (5) その他病院担当理事が指名する者 若干名

(委員長及び副委員長)

第 28 条 統括委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院担当理事とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、病院担当理事が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(開催)

第 29 条 委員長は、必要に応じて統括委員会を招集するものとする。

(庶務)

第 30 条 統括委員会の庶務は、大学病院の研修センターが担当する。

(臨床研修管理委員会)

第 31 条 臨床研修制度の円滑かつ適正な運営についての諸事項を審議及び決定するため、基幹型臨床研修病院に、「臨床研修管理委員会」(以下「研修管理委員会」という。)を置く。

2 研修管理委員会については、各附属病院等が別に定める。

(臨床研修センター運営委員会)

第 32 条 研修管理委員会の所掌事項のうち、日常の臨床研修の管理・運営にあたらせるため、基幹型臨床研修病院に「臨床研修センター運営委員会」(以下「センター運営委員会」という。)を置く。

- 2 センター運営委員会は、研修管理委員会からあらかじめ委任された事項について執行する。
- 3 センター運営委員会については、別に定める。

第 5 章 臨床研修の評価

(研修評価)

第 33 条 研修医の知識・技能・態度の臨床研修目標に対する達成度を測定するため、評価を行う。

(研修期間中の評価)

第 34 条 研修期間中の評価は、研修医ごとの研修内容を改善することを目的に、形成的評価により行う。

- 2 研修期間中の評価は、少なくとも分野ごとの研修終了の際に、指導医、上級医及び指導者が、「研修医評価票」を用いて行い、到達目標の達成度を評価する。
- 3 到達目標の達成度について、少なくとも年 2 回、プログラム責任者又は研修管理委員会は、前項の報告内容に基づき、各研修医に対する形成的評価を行う。
- 4 研修医及び指導医は、到達目標に記載された個々の項目について、研修医が実際にどの程度履修したか随時記録を行う。
- 5 研修の進捗状況の記録については、「オンライン臨床研修評価システム」等の評価システムを活用する。

(研修期間終了時の評価)

第 35 条 研修期間終了時の評価は、各研修医について臨床研修修了の判定を行うことを目的に、総括的評価により行う。

- 2 プログラム責任者は、研修管理委員会に対し、各研修医の臨床研修目標の達成状況について、「臨床研修の目標の達成度判定票」を用いて報告する。
- 3 研修管理委員会は、前項の報告に基づき、各研修医の修了認定の可否について評価する。
- 4 前項の評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修目標の達成度評価(目標等の達成度の評価及び臨床医としての適性の評価)に分けて行い、両者の基準が満たされたときに修了と認める。
- 5 最終的な判定に当たっては、相対評価ではなく、絶対評価を用いる。

(研修医による指導医の評価)

第 36 条 指導医及び指導者の指導力向上及び研修科の指導体制向上を目的として、各診療科ローテーション終了時に、研修医による指導評価を行う。

(研修プログラムの評価)

第 37 条 研修プログラムの整備及び一層の向上を目的として、研修終了時等に研修医による研修プログラムの評価を行う。

- 2 プログラム責任者は、プログラム全体、及び研修分野ごとの評価を行う。

第 6 章 臨床研修の中断及び再開

(臨床研修の中断)

第 38 条 臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を長期にわたり休止すること、又は中止することをいう。

- 2 管理者は、次の各号に掲げる場合に臨床研修の中断を認めることができる。

(1) 研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合

- ① 当該臨床研修病院等の廃院、指定の取消しその他の理由により、当該臨床研修病院等における研修プログラムの実施が不可能な場合

- ② 研修医が臨床医としての適性を欠き、当該臨床研修病院等の指導・教育によっても、なお改善が不可能な場合
- ③ 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合
- ④ その他正当な理由がある場合

(2) 研修医から管理者に申し出た場合

- ① 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止する場合
- ② 研究、留学等の多様なキャリア形成のため、臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合
- ③ その他正当な理由がある場合

(中断手続き)

第 39 条 研修管理委員会は、次に掲げる事由により研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、当該管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

- 2 管理者は、勧告又は研修医の申出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができる。
- 3 管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合、当該研修医の求めに応じて、速やかに所定の「臨床研修中断証」を交付する。
- 4 管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合、その旨を所轄の地方厚生局に報告する。
- 5 管理者は、臨床研修を中断した者について、その求めに応じて、臨床研修再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行う。

(臨床研修の再開)

第 40 条 臨床研修中断者が「臨床研修中断証」を添えて臨床研修の再開を申し出た場合には、研修管理委員会において臨床研修再開の拒否を審議のうえ決定し、その内容を当該臨床研修中断者へ通知する。

- 2 臨床研修中断者を臨床研修医として受け入れる場合には、当該中断証の内容を考慮した臨床研修を行う。
- 3 管理者は、臨床研修の再開から 1 か月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための「履修計画表」及び当該臨床研修中断者の中断証の写しを管轄の地方厚生局に送付する。

第 7 章 臨床研修の修了

(臨床研修の修了基準)

第 41 条 研修医の研修期間の終了に際し、以下に定める修了基準を満たしている場合は、修了とする。

- (1) 正当な理由（傷病、妊娠、出産、育児、年次有給休暇等）に基づく休止期間が、研修期間を通じて 90 日（本法人が定める休日を除く）を超えないこと。
- (2) 各研修分野の必要履修期間を満たしていること。

(臨床研修の未修了)

第 42 条 研修期間終了時に研修休止期間が 90 日を超える場合、又は必修分野で必修履修期間を満たしていない場合は未修了とし、当該研修医は、次に掲げる対応を行う。

- (1) 研修休止期間が 90 日を超える場合
原則として同一の研修プログラムの研修を、90 日を超えた日数分以上行う。
- (2) 必修分野で必修履修期間を満たしていない場合
原則として同一の研修プログラムにおける当該必修分野の研修を、不足する期間以上行う。

(修了認定)

第 43 条 研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行い、管理者に対し、当該研修医の評価を報告しなければならない。

- 2 管理者は、前項の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に臨床研修終了証を交付する。
- 3 管理者は、第 2 項の報告に際し、修了認定しなかった研修医に対して、「臨床研修未修了理由書」を通知する。

(修了者の追跡調査及び支援)

- 第 44 条 各研修センターは、研修制度の評価・改善、医療政策への貢献及び研修医へのキャリア支援を図るため、研修修了者の修了後の就業状況等について、定期的に追跡調査する。
- 2 各研修センターは、研修修了者から支援要請を受けた場合は、できる限りの支援を行う。

(臨床研修の記録の保存)

- 第 45 条 管理者は、臨床研修を受けた研修医に関する次に掲げる記録について、当該研修医が臨床研修を修了し、又は中断した日から 5 年間保存しなければならない。
- (1) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日
 - (2) 修了し、又は中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称
 - (3) 臨床研修を開始し、及び修了し、又は中断した年月日
 - (4) 臨床研修を行った全ての臨床研修病院の名称
 - (5) 修了し、又は中断した臨床研修の内容及び研修医の評価
 - (6) 臨床研修を中断した場合にあっては、臨床研修を中断した事由
- 2 前項に規定する保存は、電磁的記録媒体により行うことができる。
- 3 管理者は、臨床研修の記録について開示を求められた場合、行政情報公開の基準に基づいて開示する。

(地域からの意見)

- 第 46 条 各基幹型病院は、地域医療ニーズの把握、地域医療連携の強化及び研修プログラムの改善を図るため、次に掲げる者に対し、随時、アンケート調査を実施する。
- (1) 地域住民
 - (2) 救急隊
 - (3) その他、管理者が必要と認める者

第 8 章 給与・福利

(給与・手当等)

- 第 47 条 研修医の給与は、基本給及び手当とする。
- 2 研修医の基本給は、月額 200,000 円とする。
- 3 研修医の研修手当は、月額 30,000 円とする。
- 4 研修医の日直・宿直手当は、次のとおりとする。

宿直手当			日直手当
平日	土曜日	日曜日祭日等	日曜日祭日等
大学・西部及び多摩病院 17：00～8：30	大学・西部及び多摩病院 12：30～8：30	大学・西部及び多摩病院 17：00～8：30	大学・西部及び多摩病院 8：30～17：00
11,000 円	17,500 円	12,500 円	12,500 円

- 5 研修医の夜間勤務手当は、次のとおりとする。

大学・西部及び多摩病院 17：00～8：30
11,000 円

- 6 研修医には、賞与を支給しない。
- 7 研修医には、退職金を支給しない。
- 8 研修医には、給与規程の規定のうち、時間外勤務手当、深夜勤務手当、通勤手当及び不就業の場合の給与に関する条項は適用する。

(福利)

- 第 48 条 研修医は、日本私立学校振興・共済事業団の私立学校教職員共済（健康保険・年金）に加入する。

- 2 慶弔見舞金は、慶弔見舞金規程に基づき支給する。

第9章 服務

（出勤の記録）

第49条 研修医は、始業時刻から研修できるよう出勤しなければならない。

- 2 研修医は、研修したときは、任命権者の定めるところにより、本人自ら勤務の記録をしなければならない。
- 3 前項の手続きを怠った場合、当日を欠勤として取り扱うことがある。

（諸手続等）

第50条 研修医が、休暇、欠勤、遅刻、出張、外出又は早退等をしようとするときは、次に掲げる手続を経なければならない。

- (1) 前日までに当該研修センター長に「届出」を提出する。ただし、急を要する場合又はやむを得ない場合は、口頭により願い出て、事後速やかに「届出」を提出する。
- (2) 負傷又は疾病による欠勤が引き続き4日以上にわたる場合は、医師の診断書を提出する。
- (3) 前各号の場合において、担当の指導医に対して、十分な申送りを行わなければならない。
- (4) 出張した場合は、後日速やかに当該研修センター長へ報告書を提出する。

（勤務時間）

第51条 研修医の勤務時間は、当該研修病院が定めるところによる。ただし、研修医が自主的に行う研修については、この限りではない。

- 2 大学病院、西部病院又は多摩病院で研修を行う場合の勤務時間は、教職員勤務規則（以下「勤務規則」という。）第34条「所定勤務時間」を準用し、1か月単位の変形労働時間制とする。
- 3 前項における研修医の1週の所定労働時間は、1か月を平均して39時間30分とする。
- 4 本条第2項における研修医の1か月の所定労働時間は以下の通りとする。ただし、1か月の法定労働時間を超えてしまう場合には、法定労働時間を所定労働時間とする。

平日数 22 日の月	173 時間
平日数 21 日の月	165 時間
平日数 20 日の月	158 時間
平日数 19 日の月	150 時間
平日数 18 日の月	143 時間

（日直・宿直勤務）

第52条 各附属病院等の管理者は、必要と認めたときは、研修医に日直・宿直勤務を命じることができる。

（変則勤務等の勤務割）

第53条 変則勤務等の勤務及び休日の割振りは、毎月1日の7日前までに、当該研修センター長がこれを定める。

- 2 変則勤務等の始業、終業及び休憩時間は、別表に定めるところとする。ただし、業務上必要な場合は、当該研修センター長の判断により変更することができる。
- 3 研修医のみによる日直、宿直、準夜、夜勤準夜又は夜勤深夜は、原則として認めない。

（勤務間インターバル等）

第54条 勤務規則第38条の2及び第38条の3の規定は、研修医について準用する。

（休日）

第55条 研修医の休日は、勤務規則の定めるところによる。ただし、指定休日は教員の取扱いに準ずる。

- 2 研修センター長は、研修上やむを得ないときは、休日の振替を命じることができる。
- 3 研修医は、休日の振替を命じられた場合、正当な事由なくこれを拒むことはできない。
- 4 振り替えられた休日の勤務は通常の勤務とし、休日勤務の規定を適用しない。

(年次有給休暇)

第 56 条 研修医の年次有給休暇の日数は、次のとおりとする。

- 1 年目 10 日
- 2 年目 前年度勤務日数の 8 割以上勤務した者 11 日
- 2 年次有給休暇は、研修医から請求のあったときに与える。ただし、研修の正常な運営を妨げるときは、その日時を変更して与えることができる。

(健康管理)

第 57 条 研修医は、安全衛生に関する法令及び当該研修病院の定めた規程等を遵守し、安全衛生の保持に努めなければならない。

2 研修医は、次に掲げる健康診断等を受けなければならない。

- (1) 定期健康診断
- (2) 特殊勤務者検診（法の定めるところによる）
- (3) 伝染病等により、臨時に必要な生じた検診及び予防接種
- 3 各基幹型病院の管理者は、健康診断の結果において産業医が異状を認めた場合、その状況に応じて健康保持に必要な措置を講ずることができる。

第 10 章 補則

(雑則)

第 58 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「卒後教育の医学研修に関する規程」(昭和 54 年 4 月 1 日)は、平成 15 年度採用研修医の研修修了日をもって廃止する。

附 則

以上の諸規程等の改正は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 53 条第 2 項 関係）

区分	始業	終業	休憩
日勤	8 時 30 分	17 時 00 分	業務の途中に 1 時間
午前半日勤 A	8 時 30 分	12 時 30 分	なし
午前半日勤 B	8 時 30 分	12 時 00 分	なし
午後半日勤 A	13 時 00 分	17 時 00 分	なし
午後半日勤 B	13 時 00 分	16 時 30 分	なし
日勤準夜	8 時 30 分	23 時 00 分	業務の途中に 1 時間
日勤夜勤	8 時 30 分	32 時 30 分	業務の途中に 2 時間 30 分
午後半準	13 時 00 分	23 時 00 分	業務の途中に 1 時間
準夜	17 時 00 分	23 時 00 分	なし
深夜	0 時 00 分	8 時 30 分	業務の途中に 1 時間
夜勤	17 時 00 分	8 時 30 分	業務の途中に 1 時間 30 分
夜勤準夜	17 時 00 分	0 時 45 分	業務の途中に 45 分
夜勤深夜	0 時 45 分	8 時 30 分	業務の途中に 45 分